

海 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号等		仕 様 書 番 号	MHP-V-04002-10
名 称	航空機等委託整備役務 共通仕様書	防衛大臣承認年月日	
		作 成 年 月 日	4. 3. 10
		改 正 年 月 日	28. 2. 12
		単 位	式
		海上幕僚監部装備計画部航空機課	

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊の航空機等及び整備用器材などの委託整備役務について適用する。

### 1.2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は、航空機等整備基準（海幕装備第5622号。10.12.8）及び航空機等整備用器材整備基準（海幕装備第5623号。10.12.8）によるほか、次による。

#### 1.2.1

##### 監督官等

監督官及び検査官

#### 1.2.2

##### 作業要求元

この整備役務を委託する整備隊等

#### 1.2.3

##### 要求元等

調達要求元及び作業要求元

### 1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、契約後改正があった場合には、その適用については別途協議するものとする。

#### a) 引用文書

##### 1) 仕様書

DSP Z 9008 品質管理等共通仕様書

## 2) 法令等

海上自衛隊所属国有財産（航空機）取扱規則（昭和42年海上自衛隊達第73号）

海上自衛隊物品管理補給規則（昭和56年海上自衛隊達第42号）

航空機等整備基準（海幕装備第5622号。10.12.8）

航空機等整備用器材整備基準（海幕装備第5623号。10.12.8）

海上自衛隊補給実施要領（補本装補第2072号。18.12.27）

## b) 関連文書

### 1) 規格

MIL, NDS, JISなど

### 2) 法令等

航空機等製造事業法（昭和27年法律第237号）

防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）

行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について（昭和33年蔵管第1号）

海上自衛隊車両管理運用規則（昭和39年海上自衛隊達第17号）

秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）

防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）

秘密保全に関する達（平成19年海上自衛隊達第16号）

海上自衛隊の情報保証に関する達（平成19年海上自衛隊達第37号）

航空機等整備規則（平成10年海上自衛隊達第31号）

海上自衛隊の使用する航空機の分類等及び塗粧標準等に関する達（昭和37年海上自衛隊達第119号）

航空機等整備実施要領（補本装航第89号。10.12.8）

信頼性管理実施要領（補本装航第91号。10.12.8）

形態管理実施要領（補本装航第92号。10.12.8）

航空機等及び航空武器等の技術刊行物の管理実施要領（補本装航第93号。10.12.8）

航空機等整備用器材整備実施要領（補本装航第94号。10.12.8）

海上自衛隊物品管理補給基準（海幕装備第5621号。10.12.8）

### 3) 技術資料

補給関係ストックリストなど

航空機等整備基準に定める技術刊行物

## 2 役務に関する要求

### 2.1 範囲

次による。

- a) 航空機等の整備については、航空機等整備基準（海幕装備第5622号。10.12.8）のC段階以下の整備及びこれに関連する作業とする。
- b) 整備用器材の整備については、航空機等整備用器材整備基準（海幕装備第5623号。10.12.8）の部隊整備及びこれに関連する作業とする。
- c) 監督官の確認により、役務範囲を超えると判断される場合は、通常、整備作業は行わないものとする。ただし、製造会社などの技術指導を受けることにより整備作業が実施可能な場合は、その実施については、別に監督官等と協議するものとする。

### 2.2 対象及び数量

役務の対象は、航空機等及び整備用器材などの整備とし、次によるほか、その細部は個別仕様書によるものとする。

#### a) 計画整備

- 1) 点検等
- 2) 定期検査等
- 3) 定期修理のための搬入準備及び受入検査など
- 4) 定期修理に関連する機器などの交換及びベンチテスト
- 5) 状態監視
- 6) 耐用命数管理にかかわる作業

#### b) 計画外整備

- 1) 不具合修復
- 2) 計画整備中に発見した不具合の修復
- 3) 要求元等が指示する特令検査
- 4) 要求元等が指示する臨時修理
- 5) 要求元等が指示する改修及び整備指示
- 6) 機器などの受入検査

#### c) その他の整備役務

- 1) 計画整備及び計画外整備に関する記録類の作成及び管理にかかわる作業
- 2) 防せい
- 3) 信頼性管理などにかかわる作業

- 4) 移動局の定期検査準備及び立会い
- 5) 就業時間外における支援
- 6) 官側の指示する事項

## 2.3 実施事項

作業の実施要領は、引用文書によるほか、次による。

- a) **作業実施計画の作成** 契約の相手方は、作業開始に当たり作業実施計画書を作成し、監督官等の承認を受けるものとし、承認後変更する必要がある場合、監督官等の承認を受けるものとする。
- b) **整備作業標準の作成** 契約の相手方は、整備作業に当たり整備作業標準を作成し、監督官の審査を受け、要求元等の承認を得るものとし、承認後変更する必要がある場合、変更部分のみ同様に処置するものとする。
- c) **整備作業の指示受け及び実施** 整備作業は、通常、整備作業ごとに定める作業区分により、要求元等が発行する航空機整備作業票及び整備用器材作業票（以下、作業票という。）に基づき実施する。ただし、作業票発行に先立ち、細部について契約の相手方と調整するものとする。
- d) **作業完了の報告及び検査** 契約の相手方は、作業が完了したならば速やかに作業完了を監督官に報告し、検査官の検査を受けるものとする。

## 2.4 品質管理

品質管理は、次による。

**DSP Z 9008**（要求事項は、**表1**の**c**による。）

## 3 品質保証

### 3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

### 3.2 試飛行

試飛行は、契約の相手方の要請により官が行い、契約の相手方は支援するものとする。

## 4 その他の指示

### 4.1 提出書類

契約書及び海上自衛隊補給実施要領（補本装補第2072号。18.12.27）に定められたもののほか、**表1**に示す書類を監督官の確認を得た後に要求元等に提出する。ただし、番号1及び番号2については、航空機等整備基準（海幕装備第5622号。10.12.8）の第5章第1節の信頼性管理に適合するものでなければならない。

表 1－提出書類

番号	書 類 名	提 出 時 期
1	作業票／不具合記録	該当作業完了の都度
2	機器登録／移動記録 <sup>a)</sup>	該当作業完了の都度
3	航空機等不具合通知（UR）	必要の都度
4	作業実績工数報告書	該当作業完了の都度
注 <sup>a)</sup> 特定機器の交換時		

## 4.2 官給品・貸付品など

### 4.2.1 部品・材料など

部品・材料などは、次による。

- a) 整備に必要な部品，材料，燃料及び油脂類のうち，海上自衛隊が補給品に指定しているものは，通常，官給とする。ただし，航空機等及び整備用器材用として使用しない消耗品については，契約の相手方が準備するものとする。
- b) 官給に伴う手続きは，海上自衛隊物品管理補給規則（昭和56年海上自衛隊達第42号）及び海上自衛隊補給実施要領（補本装補第2072号。18.12.27）を準用するものとする。ただし，手続きに先立ち，監督官等の承認を受けるものとする。

### 4.2.2 整備用器材・施設など

整備用器材・施設などは，次による。

- a) 整備作業に必要な整備用器材，走行器材類及び技術刊行物は，官側の業務に支障を来さない範囲で無償貸付する。ただし，無償貸付できない整備用器材については，契約の相手方が準備するものとする。
- b) 整備作業に必要な施設，設備などは，官側の業務に支障を来さない範囲で使用することができる。

## 4.3 航空機の授受

航空機の管理は官が実施し，海上自衛隊所属国有財産（航空機）取扱規則（昭和42年海上自衛隊達第73号）による航空機の引き渡しは行わないものとする。

## 4.4 秘密保全・情報保証

### 4.4.1 秘密保全

契約の相手方は，この契約の履行に当たり，秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）及び秘密保全に関する達（平成19年海上自衛隊達第16号）の適用を受ける。

### 4.4.2 情報保証

契約の相手方は，この契約の履行に当たり，防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）及び海上自衛隊の情報保証に関する達（平成19年海上自衛隊達第37号）の適用を受ける。

## 4.5 その他

### 4.5.1 協定

契約の相手方は、役務実施場所における責任者との間で、次の事項の細部について契約金額に影響を及ぼさない範囲で協定を結ぶものとする。

- a) 施設及び設備の使用
- b) 整備用器材，走行器材類及び技術刊行物の貸付
- c) 航空機の取扱い
- d) 部品，材料，燃料及び油脂類の官給
- e) 基地内における服務
- f) その他，役務実施場所における責任者が必要と認める事項

### 4.5.2 疑義事項

この仕様書において疑義が生じた場合，契約担当官等と協議するものとする。